



熊本県公報

第11854号
平成21年10月30日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示	
○道路の供用開始	(港湾課) 1
○鳥獣保護区の更新	(自然保護課) 1
○鳥獣保護区の更新	(//) 2
○鳥獣保護区の更新	(//) 2
○鳥獣保護区の更新	(//) 2
○鳥獣保護区の更新	(//) 2
○特定休猟区の指定	(//) 3
○特定猟具(銃器)使用禁止区域の指定	(//) 4
○特定猟具(銃器)使用禁止区域の廃止	(//) 4
○道路の区域変更	(道路保全課) 4
○道路の供用開始	(//) 5
○道路の供用開始	(//) 5
○道路の供用開始	(//) 5
○道路の供用開始	(//) 5
○市町の廃置分合に伴う熊本市の人口の告示	(市町村総室) 6
公 告	
○肥料登録有効期間更新	(農業技術課) 6
○道路の位置指定の公告	(建築課) 6
○県有林の立木公売	(森林整備課) 7
○県有財産の売却	(管財課) 8
登 載 依 頼	
○個人演説会の施設の指定	(選挙管理委員会) 9

告 示

熊本県告示第984号

港湾法(昭和25年法律第218号)第34条において準用する同法第12条第5項の規定により、熊本県が管理する港湾施設の概要を次のとおり告示し、告示の日から供用を開始する。

平成21年10月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 港湾名 水俣港
- 2 所 在 水俣市月の浦字月浜地先
- 3 概 要

番号	種 類	数 量 及 び 能 力 (構 造)
①	臨港道路	延長674メートル、幅員11.5メートル、アスファルト舗装
②	臨港道路	延長180メートル、幅員10メートル、アスファルト舗装
③	橋りょう	延長86メートル、幅員11.5メートル、B活荷重、PC2径間連続箱桁橋

熊本県告示第985号

昭和34年12月1日熊本県告示第620号(鳥獣保護区の設定)の一部を次のように改め、平成21年11月1日から適用する。

平成21年10月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律(大正7年法律第32号)第8条ノ8第1項の規定により、次のとおり鳥獣保護区を設定したので、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則(昭和25年農林省令第108号)第20条の規定により告示する。」を「鳥獣の保護及び狩猟に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第7項の規定により、次のとおり鳥獣

保護区の存続期間を更新したので、同条第9項の規定により告示する。」に改める。

人吉・城山鳥獣保護区の2を次のように改める。
2 区域 人吉市（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。図面は、熊本県環境生活部自然保護課及び各地域振興局農林（水産）部に備え置いて縦覧に供する。）

人吉・城山鳥獣保護区の4を次のように改める。
4 存続期間 平成21年11月1日から平成31年10月31日まで

熊本県告示第986号

昭和47年10月31日熊本県告示第860号の2（鳥獣保護区の設定）の一部を次のように改め、平成21年11月1日から適用する。
平成21年10月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正7年法律第32号）第8条ノ2の規定により次のとおり鳥獣保護区を設定したので、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則（昭和25年農林省令第8号）第18条の規定に基づき告示する。」を「鳥獣の保護及び狩猟に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項の規定により、次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新したので、同条第9項の規定により告示する。」に改める。

少年自然の家鳥獣保護区の2を次のように改める。
2 区域 菊池市（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。図面は、熊本県環境生活部自然保護課及び各地域振興局農林（水産）部に備え置いて縦覧に供する。）

少年自然の家鳥獣保護区の4を次のように改める。
4 存続期間 平成21年11月1日から平成31年10月31日まで

熊本県告示第987号

昭和49年10月30日熊本県告示第912号の2（鳥獣保護区の設定）の一部を次のように改め、平成21年11月1日から適用する。
平成21年10月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

宮原鳥獣保護区の2を次のように改める。
2 区域 八代郡氷川町（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。図面は、熊本県環境生活部自然保護課及び各地域振興局農林（水産）部に備え置いて縦覧に供する。）

宮原鳥獣保護区の4を次のように改める。
4 存続期間 平成21年11月1日から平成31年10月31日まで

熊本県告示第988号

昭和54年10月27日熊本県告示第947号（鳥獣保護区の設定）の一部を次のように改め、平成21年11月1日から適用する。
平成21年10月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正7年法律第32号）第8条ノ8第1項の規定により、次のとおり鳥獣保護区を設定したので、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則（昭和25年農林省令第108号）第20条の規定により告示する。」を「鳥獣の保護及び狩猟に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項の規定により、次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新したので、同条第9項の規定により告示する。」に改める。

坂本鳥獣保護区の項を削る。
高岳鳥獣保護区の2を次のように改める。
2 区域 阿蘇市（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。図面は、熊本県環境生活部自然保護課及び各地域振興局農林（水産）部に備え置いて縦覧に供する。）

高岳鳥獣保護区の4を次のように改める。
4 存続期間 平成21年11月1日から平成31年10月31日まで

菊池水源鳥獣保護区の2、3及び4を次のように改める。
2 区域 菊池市、阿蘇市（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。図面は、熊本県環境生活部自然保護課及び各地域振興局農林（水産）部に備え置いて縦覧に供する。）

3 面積 1, 292ヘクタール
4 存続期間 平成21年11月1日から平成31年10月31日まで

熊本県告示第989号

平成元年10月20日熊本県告示第771号（鳥獣保護区の設定）の一部を次のように

改め、平成21年11月1日から適用する。
平成21年10月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正7年法律第32号）第8条ノ8第1項の規定により次のおり鳥獣保護区を設けたので、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則（昭和25年農林省令第108号）第20条の規定に基づき告示する。」を「鳥獣の保護及び狩猟に關する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項の規定により告示する。」に改める。

- 1 名称 遊雀小学校鳥獣保護区の1及び2を次のように改める。
- 2 区域 阿蘇市（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。図面は、熊本県環境生活部自然保護課及び各地域振興局農林（水産）部に備え置いて縦覧に供する。）
- 4 存続期間 平成21年11月1日から平成31年10月31日まで
- 2 区域 湯風呂鳥獣保護区の2を次のように改める。
- 4 存続期間 平成21年11月1日から平成31年10月31日まで
- 2 区域 湯風呂鳥獣保護区の4を次のように改める。
- 4 存続期間 平成21年11月1日から平成31年10月31日まで
- 2 区域 小柏鳥獣保護区の2を次のように改める。
- 4 存続期間 平成21年11月1日から平成31年10月31日まで

熊本県告示第990号

鳥獣の保護及び狩猟に關する法律（平成14年法律第88号）第14条第1項の規定により、特定鳥獣（イノシシ又はイノシシ・ニホンジカ）の捕獲をすることができる休猟区（特例休猟区）を指定したので、同条第4項の規定により告示する。
なお、平成17年10月26日熊本県告示第1249号（休猟区の設定）、平成18年10月30日熊本県告示第1092号（休猟区の設定）、平成19年10月31日熊本県告示第927号（特例休猟区の指定）及び平成20年10月31日熊本県告示第965号（特例休猟区の指定）は、平成21年10月31日限り、廃止する。
平成21年10月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 南関特例休猟区（イノシシを除く。）
- 区域 玉名郡南関町（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。図面は、熊本県環境生活部自然保護課及び各地域振興局農林（水産）部に備え置いて縦覧に供する。）
- 面積 1, 528ヘクタール
- 存続期間 平成21年11月1日から平成24年10月31日まで
- 2 鹿北特例休猟区（イノシシを除く。）
- 区域 山鹿市（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。図面は、熊本県環境生活部自然保護課及び各地域振興局農林（水産）部に備え置いて縦覧に供する。）
- 面積 1, 106ヘクタール
- 存続期間 平成21年11月1日から平成24年10月31日まで
- 3 高尾野特例休猟区（イノシシを除く。）
- 区域 菊池郡大津町（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。図面は、熊本県環境生活部自然保護課及び各地域振興局農林（水産）部に備え置いて縦覧に供する。）
- 面積 1, 800ヘクタール
- 存続期間 平成21年11月1日から平成24年10月31日まで
- 4 津森特例休猟区（イノシシを除く。）
- 区域 上益城郡益城町（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。図面は、熊本県環境生活部自然保護課及び各地域振興局農林（水産）部に備え置いて縦覧に供する。）
- 面積 1, 440ヘクタール
- 存続期間 平成21年11月1日から平成24年10月31日まで
- 5 龍ヶ岳特例休猟区（イノシシを除く。）
- 区域 上天草市、天草市（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。図面は、熊本県環境生活部自然保護課及び各地域振興局農林（水産）部に備え置いて縦覧に供する。）
- 面積 3, 574ヘクタール

- 6 杉木特例休猟区 (イノシシ・ニホンジカを除く。)
 - 区域 上益城郡山都町 (県が別に定める所定の図面 (熊本県鳥獣保護区等位置図)において区域界線により区切られる区域に限る。図面は、熊本県環境生活部自然保護課及び各地域振興局農林 (水産) 部に備え置いて縦覧に供する。)
 - 面積 1, 240ヘクタール
 - 存続期間 平成21年11月1日から平成24年10月31日まで
- 7 保口特例休猟区 (イノシシ・ニホンジカを除く。)
 - 区域 八代市 (県が別に定める所定の図面 (熊本県鳥獣保護区等位置図)において区域界線により区切られる区域に限る。図面は、熊本県環境生活部自然保護課及び各地域振興局農林 (水産) 部に備え置いて縦覧に供する。)
 - 面積 1, 429ヘクタール
 - 存続期間 平成21年11月1日から平成24年10月31日まで
- 8 段塔特例休猟区 (イノシシ・ニホンジカを除く。)
 - 区域 人吉市 (県が別に定める所定の図面 (熊本県鳥獣保護区等位置図)において区域界線により区切られる区域に限る。図面は、熊本県環境生活部自然保護課及び各地域振興局農林 (水産) 部に備え置いて縦覧に供する。)
 - 面積 925ヘクタール
 - 存続期間 平成21年11月1日から平成24年10月31日まで

熊本県告示第991号

鳥獣の保護及び狩猟に関する法律 (平成14年法律第88号) 第35条第1項の規定により、次のとおり特定猟具 (銃器) 使用禁止区域を指定したので、同条第12項の規定により告示する。

なお、昭和53年10月31日熊本県告示第900号 (銃猟禁止区域設置) 及び平成10年10月23日熊本県告示第671号 (銃猟禁止区域設置) は廃止する。

平成21年10月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 名称 浮島特定猟具 (銃器) 使用禁止区域
- 2 区域 熊本市、上益城郡嘉島町、益城町、御船町 (県が別に定める所定の図面 (熊本県鳥獣保護区等位置図)において区域界線により区切られる区域に限る。図面は、熊本県環境生活部自然保護課及び各地域振興局農林 (水産) 部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 面積 850ヘクタール
- 4 存続期間 平成21年11月1日から平成31年10月31日まで

熊本県告示第992号

平成11年10月29日熊本県告示第774号 (銃猟禁止区域設置) の一部を次のように改め、平成21年11月1日から適用する。

平成21年10月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

浮島銃猟禁止区域の項を削る。

熊本県告示第993号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成21年10月30日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成21年10月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	218号	宇城市松橋町浦川内字中當 802番1地先から 同所 802番1地先まで	前	27.0 ～ 30.8	9.4	廃道
			後	25.9 ～ 26.1		
一般県道	小池竜田線	熊本市小峯二丁目 2612番131地先から	前	5.5 ～	45.6	道路法 第24

	同所 2612番131地先まで		6.0	45.6	条工事 (現道 拡幅)
		後	6.0 ～ 6.0		

2 区域を変更する期日 平成21年10月30日

熊本県告示第994号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成21年10月30日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成21年10月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	本渡五和線	天草市五和町手野二丁目 333番1地先から 同所 465番3地先まで	211.0	単道改 (改築 による 拡幅)

2 供用を開始する期日 平成21年10月30日

熊本県告示第995号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成21年10月30日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成21年10月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	熊本大津線	合志市豊岡字八丁杉 2502番65地先から 同所 2502番23地先まで	101.4	緊道整 B(改 築によ る拡幅)

2 供用を開始する期日 平成21年10月30日

熊本県告示第996号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成21年10月30日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成21年10月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	小鶴原女木線	八代市坂本町深水い字新屋敷 3355番2地先から 同所 3373番2地先まで	150.0	単道改 (改築 による 拡幅)

2 供用を開始する期日 平成21年10月30日

熊本県告示第997号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路

の供用を開始する。

その関係図面は、平成21年10月30日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成21年10月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供用を開始する区間	延 長 (メートル)	備 考
主要地方道	八代鏡宇土線	宇城市松橋町南豊崎字小屋迫 979番1地先から 同所 917番3地先まで	67.5	単橋改 (仮設 道路の 設置)

2 供用を開始する期日 平成21年11月1日

熊本県告示第998号

平成22年3月23日から下益城郡城南町及び鹿本郡植木町を廃し、その区域を編入することに伴い、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第177条第1項第1号の規定による熊本市の人口を次のとおり告示する。

平成21年10月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本市 727, 978人

公 告

熊本県公告第570号

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第12条第2項の規定に基づき、次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法第16条第1項の規定に基づき公告する。

平成21年10月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏名 又は名称及び住所	有効期限
熊本県肥 第137 9号	炭酸カルシウム肥料	20.0炭酸苦土石灰	アルカリ分 : 55.0 可溶性苦土 : 20.0	その他の制限事項は、公定規格のとおり。	白雲石工業株式会社 兵庫県尼崎市元浜町四丁目78番	平成27 年11月 9日
熊本県肥 第138 0号	炭酸カルシウム肥料	20.0粒状炭酸苦土石灰(マグサン20)	アルカリ分 : 55.0 可溶性苦土 : 20.0	その他の制限事項は、公定規格のとおり。	白雲石工業株式会社 兵庫県尼崎市元浜町四丁目78番	平成27 年11月 9日

熊本県公告第571号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成21年10月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 築造者の住所 宇城市小川町川尻20番地1
- 2 築造者の氏名 西田礼志
- 3 道路の位置 宇城市小川町江頭字十六43番8及び同43番10
- 4 道路の幅員 4.10メートル
- 5 道路の延長 34.20メートル

6 指定年月日 平成21年10月16日
7 指定番号 熊本県指令宇城景建第21号

熊本県公告第572号

次のとおり県有林立木を公売する。
平成21年10月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 物件の所在及び数量

- (1) 主伐 阿蘇市波野講和記念造林山崎団地(55年生)
 - すぎ 1, 457本 962.15立方メートル
 - ひのき 42本 25.50立方メートル
 - 計 1, 499本 987.65立方メートル
- (2) 主伐 阿蘇郡高森町公有林野県行造林小弾団地(43年生)
 - すぎ 3, 815本 1, 996.21立方メートル
 - ひのき 71本 37.28立方メートル
 - 計 3, 886本 2, 033.49立方メートル
- (3) 主伐 上益城郡山都町講和記念造林大見口団地(53、55年生)
 - すぎ 5, 759本 3, 131.47立方メートル
 - 計 5, 759本 3, 131.47立方メートル
- (4) 主伐 八代市泉町講和記念造林横平団地(43、58年生)
 - すぎ 8, 421本 3, 929.04立方メートル
 - ひのき 143本 65.34立方メートル
 - まつ 148本 88.77立方メートル
 - 計 8, 712本 4, 083.15立方メートル
- (5) 主伐 球磨郡山江村講和記念造林西下払団地(49～55年生)
 - すぎ 3, 995本 2, 713.39立方メートル
 - ひのき 4, 479本 2, 129.90立方メートル
 - 計 8, 474本 4, 843.29立方メートル
- (6) 主伐 球磨郡水上村講和記念造林上古川団地(54～55年生)
 - すぎ 7, 185本 4, 057.80立方メートル
 - ひのき 76本 35.70立方メートル
 - 計 7, 261本 4, 093.50立方メートル

2 入札参加資格

木材業又は製材業を営む者で次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 過去2年以内に木材取引の実績のある者
- (2) 過去2年以内に熊本県が行った県有林立木処分に係る入札に参加した者
- (3) 林業事業体としての認定を受けている者
- (4) 社団法人熊本県木材協会連合会の木材業者及び製材業者会員登録を行っている者

3 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日時
平成21年11月26日(木) 午前10時入札 即時開札
- (2) 場所
熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県庁行政棟本館地下1階入札室

4 入札保証金

競争入札に参加しようとする者は、入札執行の際、入札見積金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額の100分の5以上の額を現金又は銀行支払保証小切手により納入するものとする。また、落札者が契約を締結しないときは、入札保証金は熊本県に帰属する。

5 無効入札に関する事項

入札に参加する資格のない者が行った入札及び9の注意事項に違反した入札は、無効とする。

6 契約締結期限

契約締結の期限は、平成21年12月2日(水)とする。

7 契約保証金

契約金額(消費税及び地方消費税相当額を含む。)の100分の10以上の額を現金又は銀行支払保証小切手により納入するものとする。

8 現場説明の日時及び集合場所

- (1) 阿蘇市波野講和記念造林山崎団地、阿蘇郡高森町講和記念造林小弾団地及び上益城郡山都町大見口団地 平成21年11月12日(木) 午前10時 阿蘇郡高森町「阿蘇郡森林組合高森支所」
- (2) 八代市泉町講和記念造林横平団地 平成21年11月13日(金) 午前10時 八代市泉町樅木「平家の里駐車場」
- (3) 球磨郡山江村講和記念造林西下払団地 平成21年11月16日(月) 午前10時 球磨郡山江村「山江村森林組合」
- (4) 球磨郡水上村講和記念造林上古川団地 平成21年11月16日(月) 午後2時 球磨郡水上村「水上村役場駐車場」

9 注意事項

- (1) 入札希望者は、当該物件を熟覧し、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）及び熊本県有林立木等売却代金の延納に関する規則（昭和32年熊本県規則第51号）を承知のうえ入札すること。
 - (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記入すること。
 - (3) 郵便による入札は、認めない。
 - (4) 入札当日、応札者で2の(1)に該当するものは、木材取引に係る契約書の写し等（市場の出荷証明書等を含む。）を持参すること。
- 10 問い合わせ先
 詳細については、熊本県農林水産部森林整備課県有林班又は最寄りの熊本県の地域振興局農林部林務課若しくは森林保全課に問い合わせること。

熊本県公告第573号

県有財産を次のとおり売却する。
平成21年10月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 物件の表示
 所在 熊本市新町四丁目9番23
 地目 宅地
 地積 347.66平方メートル
 最低売却価格 37,890,000円
- 2 入札参加資格
 次のいずれかに該当する者は、この入札に参加できない。
 (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
 (2) 破産者で復権を得ない者
 (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号に掲げる者で、当該各号に該当する事実があった後2年を経過していないもの
 (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団等であるとして熊本県警察本部から排除要請があった者
- 3 入札参加要領・契約条項を示す場所
 熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県総務部管財課 096-333-2122
- 4 入札期日及び場所
 平成21年12月11日（金）午前10時
 熊本市水前寺六丁目18番1号
 熊本県行政棟本館地下1階 入札室
- 5 開札期日 入札終了後即時
- 6 入札参加申込書
 入札に参加しようとする者は、次により所定の入札参加申込書を提出しなければならない。
 (1) 提出方法 持参又は郵送による。
 (2) 提出期限 平成21年11月30日（月）午後5時
 （郵送の場合は提出期限までに必着）
 (3) 提出先 熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県総務部管財課
- 7 入札保証金
 入札に参加しようとする者は、入札金額の100分の5以上の金額を入札保証金として納付するものとする。この場合において、納付は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。なお、入札保証金は、落札者が契約を締結しないときは、熊本県に帰属する。
- 8 契約締結期限
 平成21年12月24日（木）午後5時
- 9 契約保証金
 契約しようとする者は、契約金額の100分の10以上の金額を契約と同時に契約保証金として納付するものとする。この場合において、納付は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。
- 10 その他
 (1) 売買代金納入期限 契約締結日から30日以内
 (2) 契約締結場所 別途指定する。
 (3) 入札参加者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令、熊本県財産条例（昭和39年熊本県条例第23号）、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）、入札参加要領等を承知のうえ、入札するものとする。
 (4) 問い合わせ先
 熊本県総務部管財課（電話096-333-2122）

登 載 依 頼

熊 本 県 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 6 3 号

公 職 選 挙 法 (昭 和 2 5 年 法 律 第 1 0 0 号) 第 1 6 1 条 第 3 項 の 規 定 に 基 づ き 、 次 の 施 設
を 指 定 し た 旨 の 報 告 が あ っ た 。

平 成 2 1 年 1 0 月 3 0 日

熊 本 県 選 挙 管 理 委 員 会
委 員 長 柴 田 憲 保

市 町 村 名	施 設 の 名 称	所 在 地
熊 本 市	熊 本 市 食 品 交 流 会 館	熊 本 市 貢 町 5 8 1 番 地 2